

-----  
**規 則**  
-----

宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月9日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第41号**

**宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲に関する規則の一部を改正する規則**

宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲に関する規則（平成13年高知県規則第166号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則**

第1条中「、その対価」を「その対価」に、「について」を「及び貸付けに関し」に改める。

第2条第2項中「認めた額」を「認めた額（次条第3項において「建築物撤去費用の額」という。）」に改め、同条第3項中「分譲の対価」を「、当該宿毛湾港工業流通団地を分譲する場合の分譲の対価（次条第2項において「分譲の対価」という。）」に改める。

第3条中「割賦分譲」を「割賦分譲及び貸付け」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（貸付け）

**第3条** 宿毛湾港工業流通団地を貸し付ける場合は、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に規定する借地権を設定するものとし、貸付料のほか契約保証金を徴収する。

- 2 前項の貸付料の年額は、分譲の対価の4パーセントに相当する額とする。
- 3 第1項の契約保証金の額は、建築物撤去費用の額に前項の貸付料の年額を加えて得た額とする。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（高知県流通団地の割賦分譲及び貸付けに関する規則の一部改正）
- 2 高知県流通団地の割賦分譲及び貸付けに関する規則（平成13年高知県規則第103号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項中「設定し」を「設定するものとし」に改め、同条第2項中「同項」を「次項」に改める。  
（高知港三里地区の港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則の一部改正）
- 3 高知港三里地区の港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに關す

る規則（平成13年高知県規則第127号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「設定し」を「設定するものとし」に改め、同条第2項中「4.0パーセント」を「4パーセント」に改め、同条第3項中「同項」を「前項」に改める。

（高知テクノパークの割賦分譲及び貸付けに関する規則の一部改正）

4 高知テクノパークの割賦分譲及び貸付けに関する規則（平成16年高知県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「設定し」を「設定するものとし」に改め、同条第2項中「同項」を「次項」に改める。

## 規 則

◎宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲に関する規則の一部を改正する規則